要保護児童対策地域協議会(＝要対協)とは

・要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関で情報交換と支援協議を行うことを目的に設置。児童福祉法で、地方公共団体に設置努力義務が課せられている(25条の2)
・大分県では全体調整の場として「県要対協」を個別協議の場として「市町村要対協」を設置

設置の意義

・要保護児童等の早期発見・適切な保護を図るために
①関係機関が情報や考え方を共有し、 ②適切な連携のもとで対応

・期待する効果
①関係機関相互の連携
②責任体制を明確化(※役割分担の調整を行う機関の明確化)
③個人情報保護(守秘義務)の明確化
④関係機関における情報共有の在り方を明確化

【参考】 児童福祉法
第二十五条の二　地方公共団体は、(中略)、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。
2　協議会は、(中略)必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

対象児童等

・要保護児童
保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者

・要支援児童
保護者の養育を支援することが特に認められる児童及びその保護者

・特定妊婦
出産後の養育について、出生前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

市町村要対協の体制イメージ

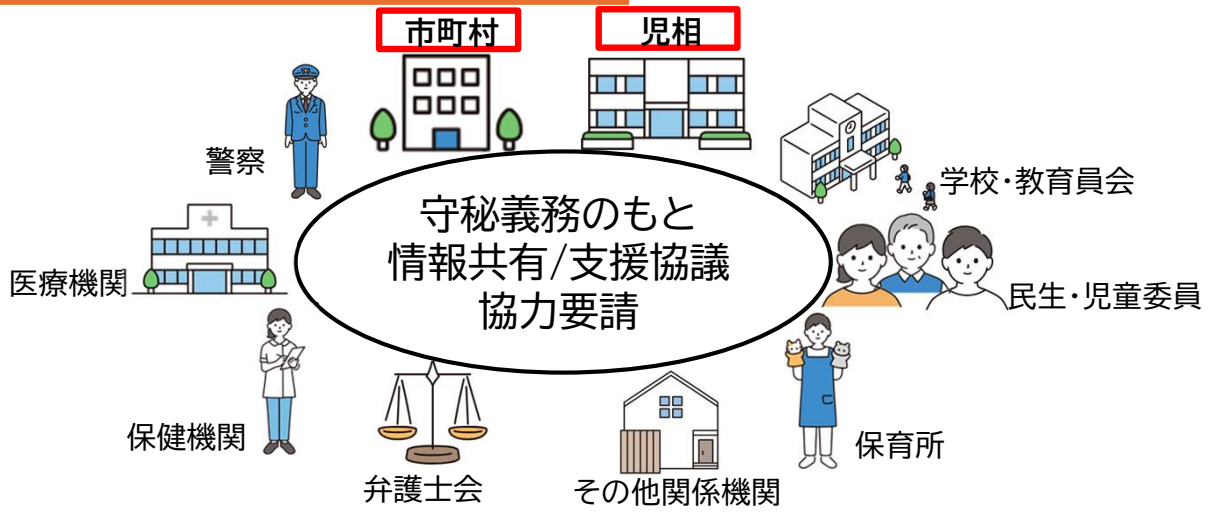

市町村要対協の構成図

